

3 自然共生都市づくり

1 自然環境の保全

(1) 環境保全地域等

仙台市内には、「県立自然公園条例」による県立自然公園や「杜の都の環境をつくる条例」による保存緑地などの環境保全地域等があり、これら地域等においては、自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為について、許可や届出を要するなど、一定の規制がかけられています。

また、本市では、これら地域以外を含め、環境影響評価制度や土地利用規制等を適切に運用し、開発事業等の影響を低減することにより、自然環境の保全に努めています（環境影響評価制度については、P.84第3章〔1〕をご覧ください）。

野生生物の保護に関しては、鳥獣保護区の設定等に際

して県との連絡調整を行っています。また、人と野生動物との適正な関係を保つため、生活被害や農作物被害をもたらすイノシシやニホンザルなどの有害鳥獣については、市鳥獣被害対策実施隊や地域住民との連携により、捕獲や防除等を行っているほか、「サル群れ情報マップ」を本市ホームページで公開しています。ツキノワグマによる被害を未然に防止するため、「クマ出没情報マップ」を本市ホームページで公開するとともに、出没が多い地域での啓発講座を開催するなど、クマに出遭わないための広報の強化に努めています。

 「クマ出没情報マップ」、
「サル群れ情報マップ」で検索

図2-301 環境保全地域等の指定図



※このほかに、「杜の都の環境をつくる条例」に基づく、40カ所の保存緑地があります。
※特別緑地保全地区は4カ所ありますが、図中には「蕃山特別緑地保全地区」のみ表示。

(2) 生物多様性の保全

市民一人ひとりが生物多様性に対する理解と関心を深め、生きものとその生息環境の保全等に向けた取り組みを推進していくため、平成29年3月に「生物多様性基本法」に基づく「仙台市生物多様性地域戦略（生物多様性の保全等に関する取り組み）」を策定しました。

本戦略では、これまで「杜の都環境プラン」の「自然共生都市づくり」において取り組んできた施策に加え、生物多様性の保全等に向けた重点事業「生物多様性保全推進事業」に取り組むこととしています。

当該事業では平成29年度から、市民の生きものへ

の関心向上や、猛禽類の生息地としても重要な里地里山の魅力発信等を図るため、以下の3つの事業について、市民・NPO団体・企業等の様々な主体の参加を得ながら進めています。

- ① 初夏の音～カジカガエルが誘う里地里山の魅力発見～
- ② 夏の音～カッコウを呼び戻せ！ヨシ原活用大作戦～
- ③ 秋の音～将軍も愛でた伊達の虫の声～

 「仙台市生物多様性保全推進事業」
で検索



2 広瀬川創生・清流保全事業

(1) 広瀬川の清流を守る条例

「広瀬川の清流を守る条例」は、美しい広瀬川を市民共有の財産として保全し、次世代に引き継ぐことを目的に昭和49年に制定されました。

広瀬川の流域には、条例に基づいて「環境保全区域」と「水質保全区域」が指定されています。この区域内では、建築物の高さ、屋根や壁の色彩、木竹の伐採、工場からの排水などについて、清流の保全のための様々な許可基準を定め、規制や指導を行っています。

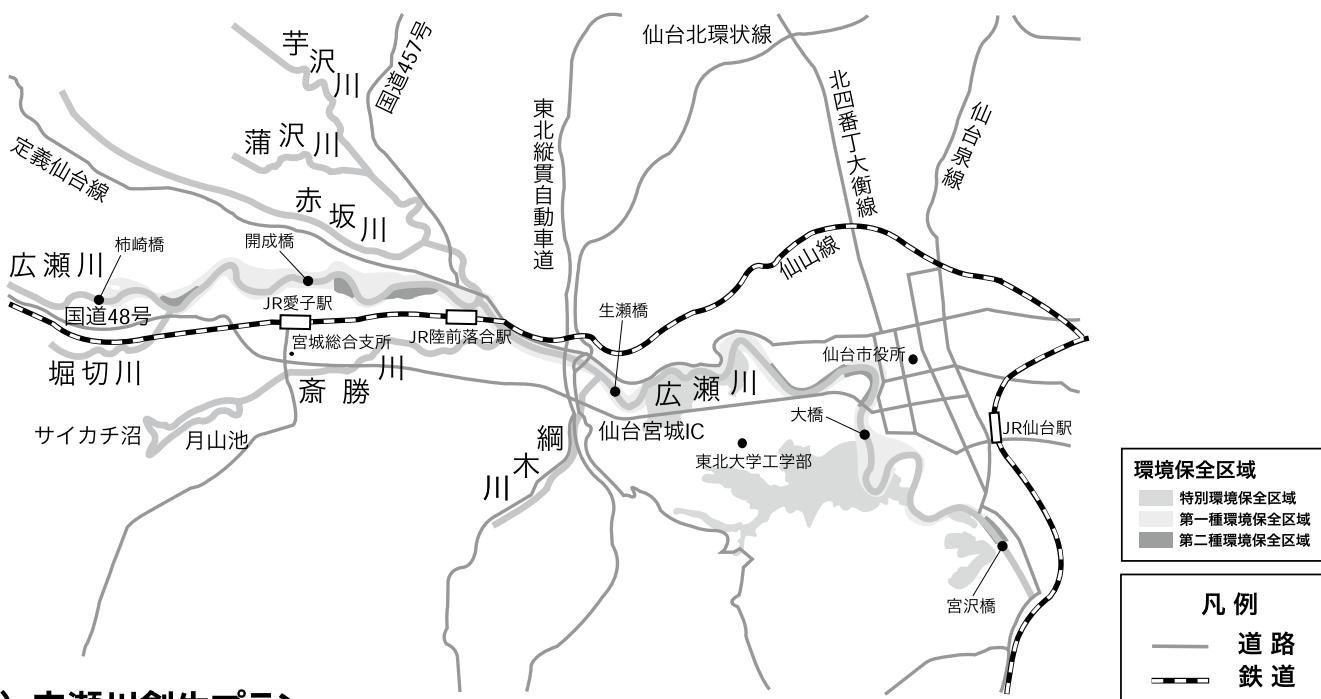
なお、環境保全区域は、宮沢橋（太白区根岸）から上流の柿崎橋（青葉区上愛子）までとし、自然性の度合い

と土地利用の形態によって、特別環境保全区域、第1種環境保全区域及び第2種環境保全区域の3つの区分を行い、それぞれの区域に応じた規制を行っています。

令和2年度は、環境保全区域内における建築物の新築の行為等の許可が53件ありました。

また、環境保全区域内の建築物設置者に対しては、自然環境の回復と調和ある景観づくりのために緑化木の交付や緑化助成を行っています。令和2年度の交付は7件、助成は0件でした。

図2-302 環境保全区域図



(2) 広瀬川創生プラン

「広瀬川創生プラン」は、市民・企業・NPO・行政など各主体の共通の行動計画として、広瀬川創生プラン作成推進協議会での検討を経て平成17年に策定されました。計画期間の満了に伴い、平成27年3月に改定を行い新たな10年間の行動計画を策定し、令和3年3月に中間見直しを行いました。

令和2年度は、8月に広瀬川の上流域において、川遊びを通じて川に親しみ、自然環境の大切さを学んでもらうことを目的として「広瀬川自然体験学習」を実施しました。また、多くの市民に広瀬川への関心を寄せてもらうため、11月1日に「広瀬川スマート教室」を開催し、撮影した写真を参加者が利用しているSNSから発信してもらうなどの試みを行いました。加えて、100万都市仙台の1%にあたる1万人をキーワードとして、春と秋に実施する地域一斉清掃「広瀬川1万人プロジェクト」に参画するなどの取り組みを行っています。

広瀬川創生に向けた基本理念

- I 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全
- II 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出
- III 市民による連携と市民と行政との協働

check 広瀬川ホームページ

▶「広瀬川ホームページ」で検索



▲広瀬川自然体験学習

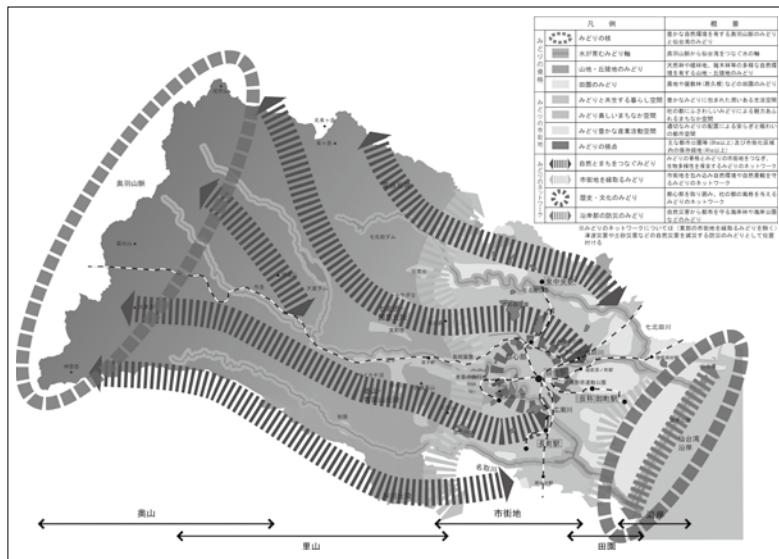
3 百年の杜づくり

本市は、古くから「杜の都・仙台」と称されてきましたが、杜の都のゆえんであるまちの縁は、戦災や都市化の波とともに急速に失われ、「杜の都」を代表する縁も、青葉通や定禅寺通などの街路樹、青葉山公園や西公園などに代わってきています。「百年の杜づくり」とは、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に、地球環境時代にふさわしい「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取り組みです。

(1) 仙台市緑の基本計画

本市では、「都市緑地法」や「杜の都の環境をつくる条例」に規定されるみどりのまちづくりの総合的な計画として平成9年に「仙台グリーンプラン21(仙台市緑の基本計画)」を、さらに「百年の杜づくり」の具体的取り組みの第一歩として、平成11年11月に「百年の杜づ

図2-303 「百年の杜」将来像図



①みどりによる津波防災プロジェクト

東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。

＜主な施策・事業＞

- 海岸公園再整備
 - 海岸林の再生
 - 屋敷林(居久根)の保全・再生 など

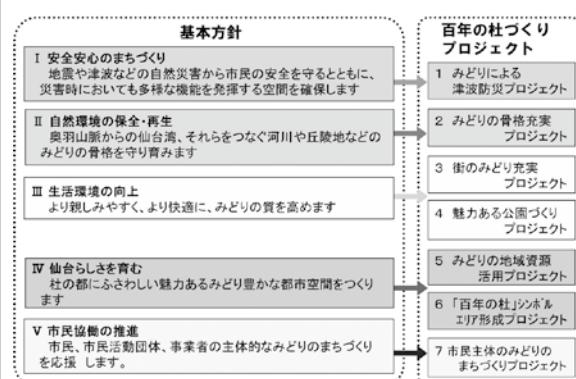
「くり行動計画」を策定し、「緑の保全」「緑の創出」「緑の普及」を基本方針として具体的な施策を展開してきました。

これらの計画の満了に伴い、平成24年7月には新しい「仙台市みどりの基本計画2012-2020」を策定しました。

この計画では、基本理念を『みんなで育む「百年の杜』』として、より緑豊かで質の高い「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととしています。また、目指す将来の姿を実現するため、みどりの質(機能)に着目した5つの基本方針と、それらに対応する7つの重点プロジェクトを設定し、百年の杜づくりに継続的に取り組んでいます。

 ホームページ
▶「仙台市みどりの基本計画」で検索

図3-304 基本方針と百年の杜づくりプロジェクト



②みどりの骨格充実プロジェクト

適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。

＜主な施策・事業＞

- 法制度による樹林地の保全
 - 郷土樹種を利用した緑化樹木の利用推進
 - 自然環境を生かした公園緑地などの整備と維持管理 等

③街のみどり充実プロジェクト

公共緑地や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。

<主な施策・事業>

- 条例に基づく緑化の推進(緑化計画認定制度)
- 地区計画制度による緑化の推進
- 各種緑化助成
- コミュニティガーデンづくり など

④魅力ある公園づくりプロジェクト

市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。

<主な施策・事業>

- 利用者ニーズに対応した公園の整備・再整備
- 特色のある公園緑地の整備・再整備
(ハ木山動物公園など)
- 公園施設の長寿命化計画の策定
- 仙台市公園マネジメント方針の策定 など

⑤みどりの地域資源活用プロジェクト

歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を発信します。

<主な施策・事業>

- 青葉山公園整備
- 屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全・再生
- 保存樹木・保存樹林の指定
- 百年の杜ホームページの再構築 など

⑥「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト

中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。

<主な施策・事業>

- 西公園再整備
- 大年寺山公園整備
- 「広瀬川創生プラン」の推進
- 青葉通再整備
- 建築物緑化助成 など

⑦市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

<主な施策・事業>

- 市民による「100万本の森づくり」
- 「広瀬川1万人プロジェクト」
- 緑の活動団体の認定と支援
- 企業の緑の社会的責任活動との連携 など



▲保存樹林(太白区柳生の屋敷林(令和2年12月指定))

(2) 緑化助成制度

市民や事業者、町内会や老人クラブなど地域の団体等を対象に様々な緑化助成事業を行っています。助成制度の内容は下表のとおりです。

表2-301 助成制度の内容

事業名	内容
記念樹のプレゼント	住宅の新築、誕生、結婚、賀寿など人生記念の苗木プレゼント
生垣づくり助成事業	生垣づくり費用(ブロック塀等を撤去する場合はその費用を含む)の助成 ＊東日本大震災に伴う特例措置あり
建築物緑化助成事業	緑化重点地区内及び同地区隣接地で行う、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化費用の助成
街かど緑化助成事業	緑化重点地区内及び同地区隣接地で、道路沿いに行う緑化費用の助成
花壇づくり助成事業	町内会など地域団体の花壇づくり費用の助成
緑化木植栽助成事業	町内会など地域団体の樹木植栽費用の助成
花苗あっせん	町内会・老人クラブ・子供会などの地域団体や会社等に季節の花苗をあっせん
花いっぱいまちづくり助成事業	商店街が設置するプランターや花壇の設置費等の助成



▲生垣づくり助成事業



▲花壇づくり助成事業

(3) 普及啓発事業

「百年の杜づくり」の市民へのPRのため、情報誌「せんだい百杜通信」を発行しています。また、緑の活動の担い手育成のため「花と緑のアドバイザー養成講座」を開催しています。

- △check ホームページ
- ▶ 「みどりのイベント・お役立ち情報」で検索



▲「せんだい百杜通信」

4 農地の保全と環境にやさしい農業の推進

農地は、多彩な農産物を市民に供給するだけでなく、水源の涵養など自然環境の面から国土を保全する役割も担っています。また、農とのふれあいを通じ環境教育や地域交流を促す緑豊かな空間として、市民生活に潤いとやすらぎを与えてています。

(1) 農地の保全

生産性の高い優良農地を確保するとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮のため、景観や生態系など環境に配慮した生産基盤の機能向上を推進しています。

① 優良農地の保全

「農業振興地域制度」に基づき、計画的に優良農地を保全しています。また、「多面的機能支払交付金制度」の活用により、農地、水路、農道等の保全と質的向上を図る地域共同の取り組みを支援し、耕作放棄地の発生抑止を図っています。

② 中山間地域の保全

「中山間地域等直接支払制度」等により、豊かな自然環境をもつ中山間地域の農地を保全し、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生抑止や多面的機能の維持を推進しています。



▲「中山間地域等直接支払制度」による取り組み(太白区秋保町馬場横町)

(2) 環境にやさしい農業の推進

有機性資源を堆肥化して有効活用し、化学肥料や農薬の削減など環境への負荷を軽減する生産方式を促進しています。また、環境にやさしい生産方式を普及拡大するため、堆肥の有効活用や農薬の適正使用など、生産技術や農法に関する情報提供を行っています。

① 持続的な農業生産の促進

消費者ニーズを活かし、健康・安全志向に対応した環境にやさしい農作物の作付け推進のため、堆肥を投入した土づくり、農薬・化学肥料の削減など、環境にやさしい生産方式への転換を促進しています。

(3) 地産地消の推進

「地産地消」とは、地元の農産物を地元で消費することです。地産地消に取り組むことで、身近なところで生産された新鮮な食材入手できたり、地元農産物への需要増加による生産規模の拡大が期待できるほか、流通コストの削減による環境負荷の低減などの効果があります。本市では、地産地消についての情報を発信するなど、地産地消の取り組みを推進しています。

① 地産地消PR事業

地元の農業と地産地消への関心を高めてもらえるよう、市民を対象とした生産現場の見学会や仙台産農産物を使った料理教室などを開催しています。



▲果樹園の見学会

② せんだい産農産物表示マーク「ここでちゃん」

仙台産農産物を表すマーク「ここでちゃん」は、地産地消を目的とした広報やイベント、市内で生産された農産物等の販売などに使用されています。

このマークが目印です▶



(4) “農”を理解・体験する場の充実

市民や子どもたちが農業と様々な形で関わり交流することで、生産の場、レクリエーションの場、憩いの場など、多様な“農”空間に接する機会を創出し、農業についての理解増進を図ります。

①学童農園設置事業

児童生徒が土に親しみ、収穫等の体験を通じ、“農”への学びを得ることを目的として、学童農園の設置を支援しています(令和2年度実績 55校 62農園)。

②レクリエーション農園設置事業

農業体験を通じ、潤いとやすらぎを求める市民ニーズに応えるため、レクリエーション農園の設置や利用促進の広報について支援しています(令和2年度末現在43農園)。



▲学童農園

5 水環境の保全

本市は、市街地を流れる広瀬川の水質と景観を次世代にも引き継げるよう、昭和49年9月に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、市民とともに都市活動と自然環境が調和した河川を目指して水質規制や下水道の普及に取り組むとともに、川に親しむための各種イベントの開催や河川清掃活動に取り組んできており、ほぼ良好な河川環境が保たれてきました。

しかし、市街地を流れる都市河川の梅田川で上流域の開発が進んだ際、河川流量の減少や、道路等の不浸透面の拡大により地下に雨水が浸透しにくくなることによる都市型洪水の発生などが課題として顕在化しました。

このように都市化や社会経済活動の拡大化は、自然そのものや自然の持つ機能を損ない、河川流量の不安定化等の問題を生みだしています。

平成11年3月、水環境を巡る様々な問題に総合的に対処していくために、「仙台市水環境プラン」を策定しました。このプランは平成23年度より「杜の都環境プラン」に統合されましたが、一部の事業は引き続き実施されています。今後も水の循環に視点を置いたまちづくりを進めるために、行政はもちろん、市民や事業者がそれぞれの立場で努力し、協働して各種の施策を実施していくことが必要となります。

(1) 六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業

これまでの非かんがい期における通水事業の実績に基づき、平成31年4月9日付で令和4年4月24日までの非かんがい期の水利使用の許可を再取得し、浄化及

び修景用水目的とした環境用水を導水しています。

令和2年度については、事業期間(令和2年9月11日～令和3年4月24日)において、対象となる8水路に130日の通水を実施しました。



▲非かんがい期に通水された七郷堀

(2) 災害応急用井戸事業

本市では、災害時に地域における応急用の生活雑用水としての井戸水の提供についてご協力いただける井戸を募集し登録しています。令和2年度末現在で、283カ所の井戸が登録されています。



▲災害応急用井戸の例

(3) 四ツ谷用水再発見イベント

平成22年9月に設置された「四ツ谷用水再発見懇話会」(平成25年3月終了)から、四ツ谷用水の周知と継承の手法、活用について一定の方向性を示す「四ツ谷用水の周知と継承のための提言」(平成25年3月)が提出されました。この提言書の内容を踏まえ、四ツ谷用水や水環境全体についての見識を深めることを目的として、イベント等を開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、バスツアーや歩く会等のイベントは中止しましたが、3月にたまきさんサロンを会場に、四ツ谷用水について学ぶ講座を開催しました。